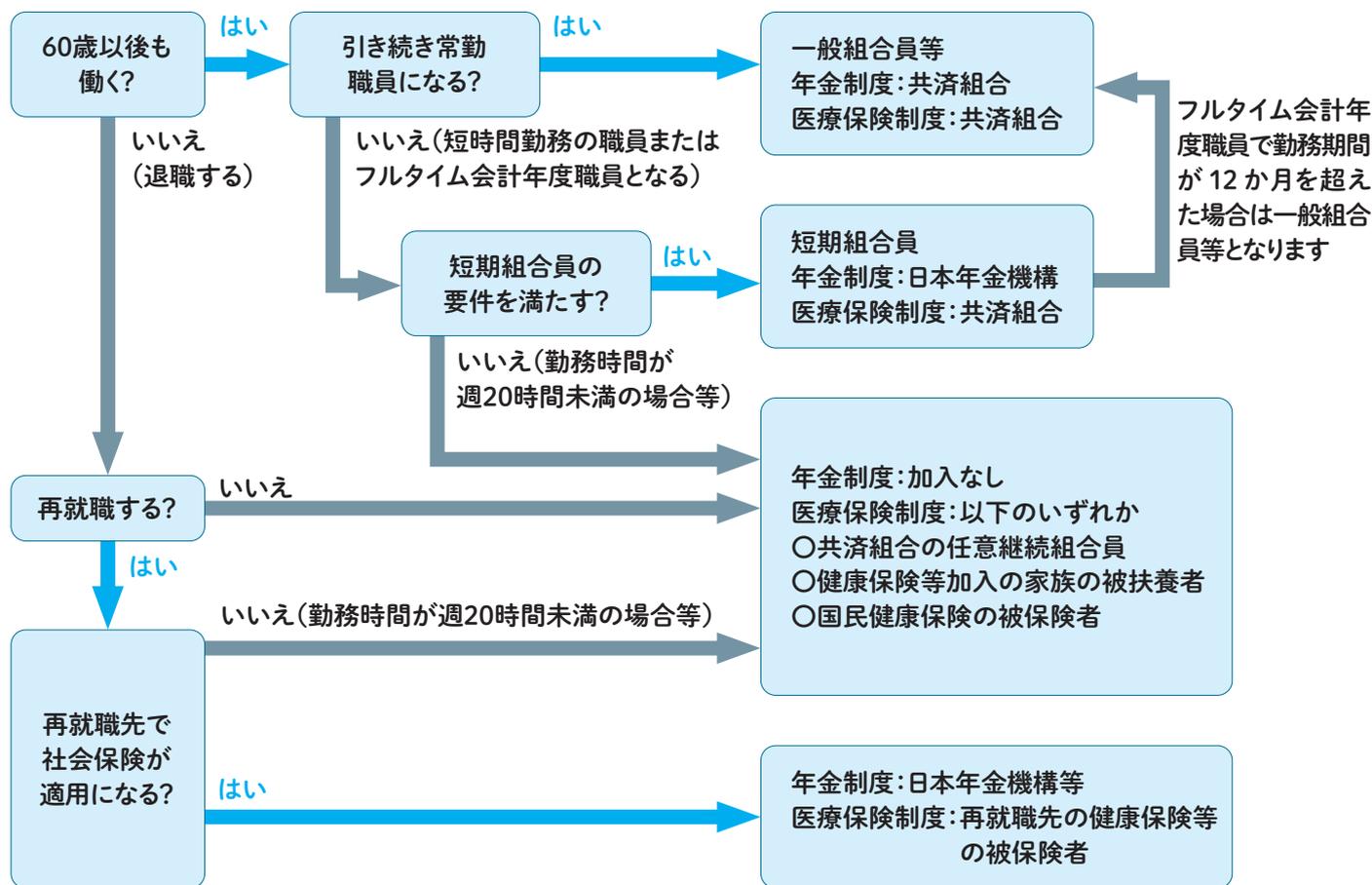


60歳以後の働き方と年金・医療保険制度

60歳以後は常勤職員としてだけでなく、短時間勤務の職員として勤務することもできますが、働き方によって加入する年金制度や医療保険制度が異なります。

60歳以後の働き方と年金・医療保険制度



福祉事業は?

一般組合員等と短期組合員の方は、福祉事業も利用できます。

年金制度の違い

年金を支給する機関は異なりますが、年金額の計算方法等に違いはありません。

公務員独自の上乘せ部分です。

区分	一般組合員等	短期組合員
厚生年金	第3号厚生年金被保険者として共済組合へ保険料を納め、共済組合から年金が支給されます。	第1号厚生年金被保険者として日本年金機構へ保険料を納め、日本年金機構から年金が支給されます。
退職等年金給付	共済組合へ掛金を納めて、共済組合から年金が支給されます。	退職等年金給付の適用はありません。